

鳥取県告示第 961 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市若葉台北五丁目15、祢宜谷字堀越59の3（次の図に示す部分に限る。）、59の6、香取字袋谷377の9、字元結深谷378の1、379の1、字意上谷南側ノ奥440、字空山上通り442の2、八坂字上山381、生山字洞々谷576の1、576の3、字奥岩丸木581の1、字峰寺越谷582の5、582の6、字狼谷583の4、字小狼谷584の3、字大寺谷586の3、586の8、字長谷594の15

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市紙子谷字奥ノ谷148、149、東大路字洞山177の2、円通寺字種田口189の1、189の2、桜谷字岡谷300、八坂字本谷山395の3、395の4、生山字正法寺492の3、字鎌谷503の2、504の2、字膳棚528の1、字奥山立平530の1、字細谷532の1、533の1、533の3、字治郎谷566の1、字献上谷570の1、571の1、古郡家字茨谷502の4、越路字南谷682

（2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）